

教保第1676号
令和5年2月22日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について
(令和5年2月22日時点)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
沖縄県は、「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」(別添1)を一部変更し、令和5年2月17日～令和5年2月28日までの期間、引き続き感染対策を講じることとなっております。

については、令和5年2月22日時点の全県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとします。

また、インフルエンザも同時流行しておりますので、家庭と連携協力して、感染症対策の継続をお願いいたします。

なお、「学校等欠席者・感染症情報システム」へ入力することにより、県・市町村教育委員会及び保健所等を含めた関係機関への連絡となります。感染状況の正確な把握のため、大変お忙しいことと存じますが、日々の欠席者情報、出席停止及び臨時休業の入力をお願いいたします。

市町村教育委員会においては、県立学校の対応を参考に、必要に応じて、所管学校(園)に対し地域の感染レベルをお示しいただくとともに、所管学校(園)において感染症対策が継続されるよう、併せて御指導をお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

今後、当文書の発出は、沖縄県対処方針等に変更があった場合、通知いたします。

記

【地域の感染レベルと対策について】 レベル2 全県立学校

※感染症対策については、別紙1-1(令和4年7月22日時点)を御参照ください。

【新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について】※継続

・令和4年12月23日付け教保第1399号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について(沖縄県公立学校第3版 令和4年4月1日適用令和4年12月22日一部改正)」を御参照ください。

【部活動について】※継続

・令和4年9月30日付け教保第1003号「沖縄県対処方針変更に伴う9月30日以降の県立学校における部活動について(通知)」を御参照ください。

【発熱や咳等がある児童生徒への対応について】※継続

・令和4年9月16日付け教保第935号「発熱や咳等がある児童生徒への対応について(依頼)」を御参照ください。

【医療機関・保健所からの証明書等の取得について】

・新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザに感染し療養を開始する際、職場や学校に復帰する際、新型コロナウイルスの濃厚接触者となり自宅待機のあと職場や学校に復帰する際は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書等の提出を求めないこと。

【新型コロナウイルス感染症に係る受診・検査等について】（別添2）

新型コロナウイルス感染症に係るフローチャート「コロナかな?と思ったら（別添2：2022年12月22日）」が、本県新型コロナウイルス対策本部から示されております。児童生徒、保護者及び教職員へ御周知いただき、発熱等の風邪症状がある場合は、フローチャートに従い、受診・検査等をお願いいたします。

1 接触者の検査について（※QRコードは別添2に掲載されています。）

※11月7日（月）より、検査会場・予約問い合わせ先が変更されています。

検査会場：浦添会場（浦添カルチャーパーク 西口駐車場）

9：00～18：00（会場受付終了17：30）土曜・日曜は定休日

予約方法：下記サイトおよびコールセンターから予約

<https://okinawa-pcr-rinsyo-center.com/sesshokusha-pcr-kensa/>

コールセンター（080-8955-9525、080-8955-9526）9：00～17：30

2 発熱コールセンターについて（※QRコードは別添2に掲載されています。）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/iryuu/hatunetugairai.html>

3 一般無料検査について（※QRコードは別添2に掲載。令和5年2月以降も延長されます。）

・沖縄県 HP 【沖縄県】PCR等無料検査場所一覧

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/pcr-test/free-test/index.html>

4 沖縄県陽性者登録センターについて（別添3）

抗原検査キットの活用により「陽性」となった方や、医療機関での受診・民間の検査機関の利用により新型コロナウイルス感染症と診断された方で、発生届対象外の方でも生活支援等の行政サービスが受けられる体制が整備されています。下記 URL より沖縄県陽性者登録センターへ登録しご活用下さい。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html

5 抗原定性検査キット配付事業 RADECOについて

沖縄県は、未就学児・小・中・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族に抗原定性検査キットを配付しています。

検査の結果、陽性の場合は上記4の陽性者登録センターへ連絡してください。検査結果が陰性だった場合、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではありません。自宅療養をしながら症状が継続する場合は、後日改めて抗原定性検査を実施してください。体調が悪くなった場合はかかりつけ医を受診するか、コールセンターへ御相談ください。登校は、症状が治まってからお願いいたします。

【県 HP】

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/2022_6_radeco-testkit.html

【学校における感染症対策について】

1 文部科学省発出の「衛生管理マニュアル」及び県教育委員会発出の「県立学校版ガイドライン」の対策を徹底すること。

2 健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えさせること。

- ・ 県立学校版ガイドラインでは、地域の感染レベルが2・3の地域は、登校時の健康状態の把握は、校舎に入る前に教職員が行うこととしています。健康観察カード等の確認や、検温し忘れた児童生徒等の対応は、校舎に入る前にお願いします。

3 発熱や風邪症状を有する幼児児童生徒等については、軽症の場合は「RADECO」の活用を周知すること。本人の状態に応じて、または希望がある場合には医療機関への相談をすすめる。

- ・ 令和4年9月16日付け教保第935号「発熱や咳等がある児童生徒等への対応について(依頼)」参照。

4 可能な限り常時換気と、サーキュレータ等を使用し効果的な換気を実施する。

- ・ CO2 モニターやサーキュレータ、HEPA フィルタ付空気清浄機などの換気対策機器も積極的に活用してください。

5 こまめな手洗い、マスクの着用、密を避ける、規則正しい生活により免疫力を高めるよう指導する。

- ・ マスクの着用の考え方については、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるようお願いいたします。

【マスクの着用について】

基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由などによりマスクの着用ができない児童生徒に対し、マスクの着脱を無理強いすることにならないようお願いいたします。

また、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう御指導をお願いいたします。

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 今枝聖子

電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472

E-mail imaedase@pref.okinawa.lg.jp

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】 令和5年2月17日(金) ～ 令和5年2月28日(火)

基本的な
考え方

感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

現 況

沖縄県における直近1週間の新規陽性者数は、1月12日から減少傾向が続いており、それに伴い病床使用率も改善傾向にあります。
しかしながら、インフルエンザ患者数の増加が一因となり、一部の医療機関では、救急外来や一般外来の制限を設けております。
また、入院医療においても、インフルエンザ患者の入院により一般病床とコロナ病床の調整が思うようにいかない状況が報告されるなど、外来医療と入院医療に負荷がかかったままとなっております。
感染を抑制し、医療ひっ迫の解消を確実なものとするために、県民・事業者の皆様におかれましては、引き続き県の方針に沿った取組をよろしくお願い致します。

県の方針

警戒レベル2を維持しつつ、感染対策とワクチン接種を呼びかける。
また、重症化リスクや症状等に応じた受診の呼びかけを行う。

感染拡大時
(レベル3移行時)
の対応

感染が拡大し警戒レベル3に移行した場合は、医療ひっ迫防止対策強化宣言を行い、県民や事業者等に対して医療ひっ迫を防ぐための協力要請・呼びかけを実施する。

【協力要請・呼びかけ例】

- ・ 大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることを含めて慎重に検討判断する。
- ・ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、医療機関においては可能な限り対応する。
- ・ 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目でのPCR等検査を行う。等

県民の皆様へのお願い

県民・事業者の皆様におかれましては、**感染への備えと感染対策のご協力**をお願いします。

- ◆ 重症化予防効果が期待される**ワクチン接種**を、積極的に検討してください。
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・適切なマスクの着脱・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ **会食や友人との交流の際**は、できるだけ大人数、長時間の集まりを控えてください。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。

1 ワクチン接種は

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします(組換えタンパクワクチンであるノババックスワクチンの接種も可能です)

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。生後6か月以上12歳未満の対象者も接種の検討をお願いします。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、重症化等のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、未接種者は、是非、接種の検討をお願いします。
- ・ 季節性インフルエンザが流行しています。インフルエンザワクチンの接種もお願いします。

2 日頃から

感染対策を心がけ、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします

- 換気、場面に応じた適切なマスクの着脱、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう(特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦)。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用(一般用)の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。

3 会食や友人との交流の際は

できるだけ大人数、長時間の集まりを控え、屋内や会話する場面ではマスクを着用しましょう

- 子どもが集まる場面(学童、学習塾等)では、換気や場面に応じた適切なマスクの着脱などの感染対策を大人がチェックすること。
- できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と会食を行うこと。大人数で会食を実施する場合は、できるだけ検査で陰性を確認すること。
- 大人数でマスクを外すイベントは控える、又は検査で陰性を確認しましょう。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。
- 感染防止対策認証店以外の店を利用する場合、4人以下2時間以内で行うこと。

4 体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 高齢者や妊婦、透析患者を含めかかりつけ医がいる方はかかりつけ医を利用し、症状が辛い方(水分がとれない等)で受診を希望する方は、県の発熱コールセンターに相談してください。
- 軽症であれば医療用(一般用)の抗原検査キットを活用し、市販薬で自宅療養してください。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】
【来訪後:法24条第9項 協力要請】

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いいたします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にすることを推奨します。
- 帰省や民泊、イベント参加など旅先での感染リスクが高い場合、PCR等検査で陰性を事前に確認してください。
- 持病のある方は、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を旅行日程分より多めに持参してください。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況など情報を発信しておりますので、ご活用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等の皆様へ

【○:法24条第9項 協力要請】
【●:法によらない協力依頼】

対象施設	<p>[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>○沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、業種別ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。</p> <p>①店舗内の衛生管理:店内の十分な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒</p> <p>②従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨</p> <p>③お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、同一グループ・同一テーブル原則4人以下とすること。</p> <p>●沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、利用者に利用時間を2時間以内とする呼びかけをお願いします。</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、感染防止対策を徹底し、早期に「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」を取得することを推奨します。</p>

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催をお願いします。

施設の収容定員		
5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
収容定員まで可	収容定員まで可（感染防止安全計画を作成した場合）	
	5,000人まで可	収容定員の半分まで可

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- **令和5年3月13日以後にイベントの開催を予定している場合は、令和5年2月10日付けで内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から発出された事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の感染防止策を参考に対策に取り組むこと（マスク着用に関する感染対策等が変更されています）。**
- 参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（収容定員が設定されていない場合においては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人と人との間隔が確保できない（身体的距離が1m確保できない）イベント）については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 県が求める要請を満たさない場合は、要請に沿って見直すか又は自粛すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。また、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）を徹底するよう周知すること。
- アルコールを提供する場合は、指定された飲食エリア以外では飲酒しないよう求めるとともに、飲食エリア内であっても長時間の飲酒や飲食時の大声など感染リスクの高い行動を防ぐための呼びかけを行うなど、適切な感染対策をお願いします。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
（詳細は「イベントの開催制限について（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>）」を確認）

商業施設、集客施設の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置）

事業者の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 事業継続が求められる業種は、事業継続計画（BCP）の策定や再点検を行うこと。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること（小学校休業等対応助成金等の活用による従業員の有給休暇制度の創設等をお願いします）。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。

高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」及び「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」に基づき対応すること。
- クラスタが起りうることを前提に事業継続計画（BCP）の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 事前の検査など感染防止対策を行った上での面会を実施すること。面会は利用者・家族にとって重要であることから、地域における発生状況や、体調・ワクチン接種歴・検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
- 従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。

各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 市町村におかれましては、オミクロン株対応ワクチン等を希望する方が接種できるよう、引き続き体制整備をお願いします。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を行うとともに、屋外で周囲に人がいなければマスクを外すなど場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。
- **卒業式においては、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」に沿った対応をお願いします。**
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 部活動は、感染対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 部活動の実施中以外の練習場所や部室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団で飲食する場面やバスなどでの移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。
- 未就学児・小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

3月13日からマスク着用の考え方が変わります！

2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定されました。

なお、**学校**におけるマスク着用の考え方を見直しは、**4月1日**から適用されます。

1. 着用は個人・事業者の判断へ

- これまで、行政がマスクを着用すべき場面を定め、マスク着用を呼びかけてきましたが、**3月13日以後**は、**マスク着用を個人・事業者の判断に委ねる形**に変わります。
- 事業者において**、感染対策又は事業上の理由から利用者又は従業員に**マスク着用を求めることは許容される**としております。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な**下記の場面では、マスクの着用を推奨**します。
 - **医療機関受診時**
 - 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等への訪問時**
 - **通勤ラッシュ時等混雑したモノレールやバスに乗車する時**

3. 症状がある場合、必ずマスク着用！

- 症状がある者、検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者が、通院等やむを得ず外出をする時には、周囲の者に感染を広げないため、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。**
- また、マスク着用の考え方を見直されても、感染症法上の位置づけが変更されるまでの間は、引き続き、**検査陽性者や濃厚接触者は外出自粛**をお願いします。

4. 引き続き基本的な感染対策へのご協力をお願いします

- マスク着用の考え方を見直されても、**基本的な感染対策は重要**です。
- 引き続き、「**密集・密接・密閉**」の回避、換気、手指消毒などの感染対策をお願いします。
- 毎日の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳など少しでも症状がある場合、**外出を控えてください。**

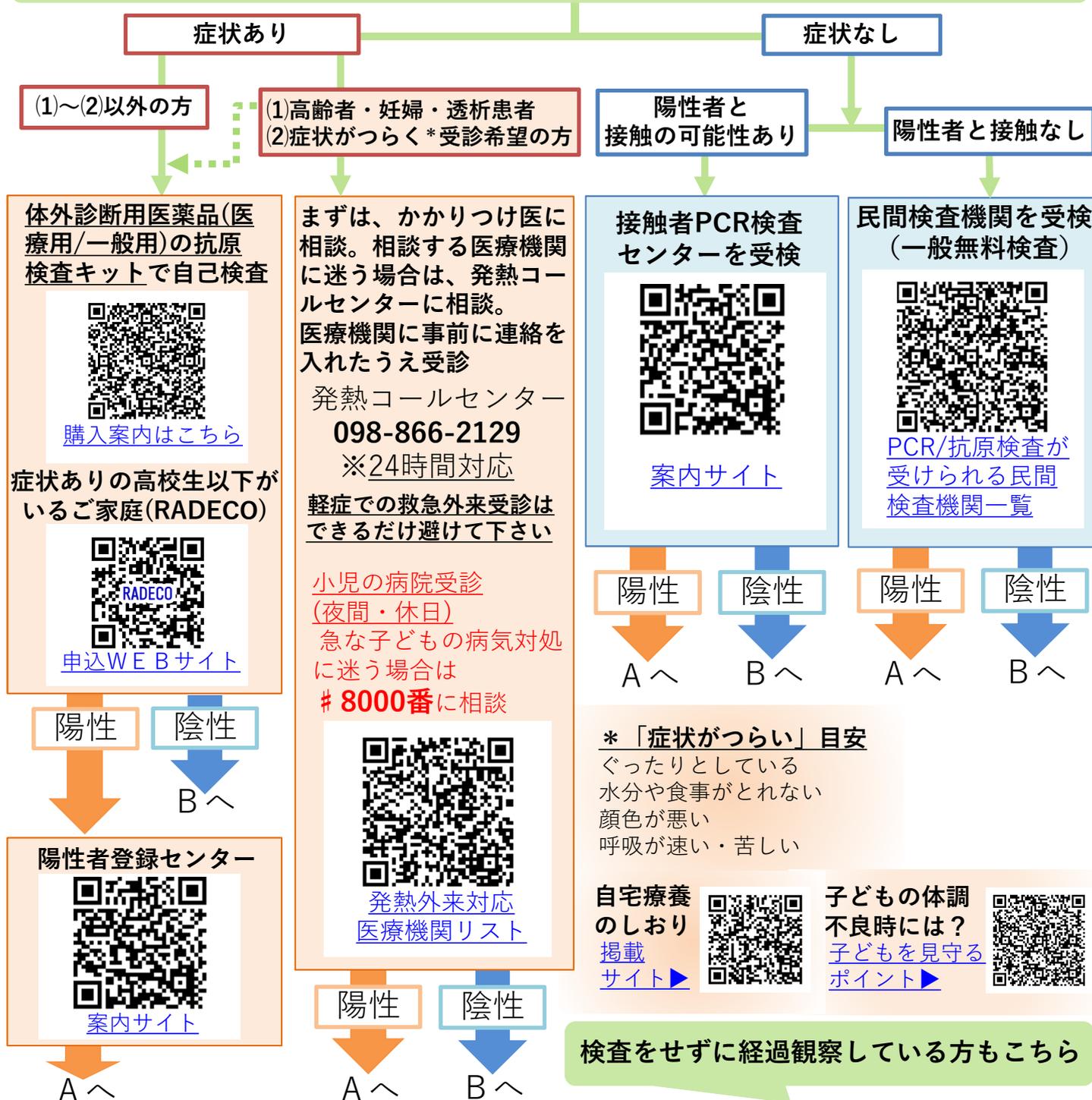
コロナかな？ と思ったら

あなたを守り、医療を守るために協力いただきたいこと



沖縄県

新型コロナに感染していないか不安があり、検査を受けたい



A. 陽性の場合

- 以下の①~④にあてはまる方は、「陽性者登録センター」へ申請すると共に、「自宅療養のしおり」を参考に自宅療養し、療養中の相談事についてはフォローアップシステムをご活用(098-894-8291)下さい。
 - ① 65歳未満、② 入院が不要、
 - ③ 重症化リスクがない(治療薬又は酸素投与の必要がない)、
 - ④ 妊娠していない
- 上記①~④以外の方は、沖縄県コロナ対策本部より届くSMS等の案内に従って療養を行って下さい。

B. 陰性の場合(検査を希望しない方)

感染していても結果が陰性となる場合がありますので、引き続き感染対策にご協力下さい。
急な発熱・筋肉痛等の症状のある方は、インフルエンザ等ほかの疾病の可能性もあります。
かかりつけ医に相談、または人との接触避け自宅で療養を続け、悪化する場合は受診を検討して下さい。
発熱外来医療機関について
▶発熱コールセンター (098-866-2129)

医療用・一般用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

～ 陽性者登録センターのご案内について ～

沖縄県では、**自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性**となった場合に、オンライン（電話等）による医師の診断後、発生届対象外の方でも行政サービスを受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかなケアに繋げることが可能となります。

【ご利用・申請の流れ】

【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施し陽性となった

※ 検査を実施する際は、**医療用又は一般用のキットで且つ有効期限内のもの**で実施してください。
医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

QRコード読み取り後、ホームページの内容を必ず確認してください！

- 右のQRコードから「陽性者登録センター」のページにアクセスし、**内容・注意事項などの確認後**、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。
- また、国が承認した医療用・一般用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、③使用した検査キットの種類（商品名）、④検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑤本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の**画像を添付**して下さい。



陽性者登録センターHP



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

【手順3】整理番号が記載されたメールをもって**申請完了（重要）**

- ※ 申請後、必ず整理番号が記載されたメールが届いているか確認してください。
- ※ 申請時に登録したメールアドレスに整理番号が記載されたメールが届いていない場合、申請が出来ていないため、再申請をお願いいたします。

○発生届対象の方（65歳以上・妊娠している方等）

【手順4】申請内容の確認（電話）

- センター事務局より、申請内容確認のお電話があります。
- ※ **12時以降に申請された場合は、次の日の対応となります。**

○発生届対象外の方

＜65歳未満・妊娠していない方＞
必要に応じて事務局よりお電話がありますので、必ず取るようにお願い致します。

【手順5】医師による電話問診

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、**治療や薬の処方を行うものではありません**ので、あらかじめご了承下さい）。

【手順6】陽性診断の通知メールをもって**登録完了**

- 医師の診断後、申請時にご入力頂いたメールアドレスにご連絡します。
その通知メールで陽性登録となります。手続きで必要になる可能性があるため、削除しないようご注意ください。
- 登録後に行政サービスを受けたい場合は、登録完了メール内の問い合わせ先にご確認ください。

沖縄県 陽性者登録センター 問い合わせ先

【問合せ受付時間】 10時～12時、13時～17時（土日・祝祭日含む）

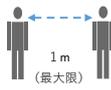
TEL：080-4102-0267／080-6488-2381／080-6488-2382

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策
令和4年7月22日時点

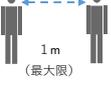
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2	レベル3		
			①	②	③
【感染予防の方策】	保健教育重点 ←		→ 保健管理重点		
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等				
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食(昼食)の前後、掃除の後、トイレの後、共有物を触る前後(手指で目、鼻、口をできるだけ触らない)		①+休み時間ごと		
咳エチケット	咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。				
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」				
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入(別紙4)	①+同居の家族の状況(別紙5)			
朝の健康観察	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認	①+同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認			
忘れ者への対応	教職員が教室等で対応	教職員が校舎に入る前に対応			
【出席停止】 学校保健安全法第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者 ③感染が疑われる者 ・症状があり検査を受けている者(濃厚接触者以外) ・感染者と接触があり学校長が出席停止を指示した者 ④*発熱等の風邪症状が見られる者(新型コロナウイルス接種の副反応の可能性も含む) →ただし、症状がなくなれば、原則、登校は可能。	①+②+③+④* +同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状が見られる者(同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)			
	④*の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。				
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。(保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。)抗原簡易キットを使用する場合は、手引きを踏まえ、適切に使用する。				
体調不良者等(出席停止の者を含む)の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報を共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、「新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)」等へ相談するよう指導する。 また、上記(下線部)以外の症状であっても、症状がある場合はできるだけ医療機関の受診を促す。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。				
【報告】 学校等欠席者・感染症情報収集システムへの入力(出席停止)	・「発熱等の風邪症状が見られる者」→「発熱等による」へ入力 ・「感染者の濃厚接触者に特定」→「新型コロナウイルス濃厚接触者」へ入力 ・「新型コロナ疑いの者」→「その他の感染症」へ入力 ・「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ・「感染が不安等で校長が認めた者等」→「事故欠・急引き等入力」の「その他」 【レベル2、3】・「家族等の風邪症状が見られる者」→「家族等のかぜ症状による」へ入力 【患者発生時】:患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」 →疾患名「新型コロナウイルス感染症」		【臨時休業の場合】 ・患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖(学年・学級)」→疾患名「教育委員会または主管課の指示による」		
様式による報告(感染者発生時のみ)	・FORMSによる報告				
【普段の清掃・消毒】 場所と回数	・床は通常の清掃活動 ・机、椅子は、通常の清掃活動において、新型コロナウイルスに対する有効性が認められている家庭用洗剤等を用いて拭き取り掃除を行う。 ・大勢が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回程度、水拭きした後、家庭用洗剤や消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には省略可能。 ・文部科学省「衛生管理マニュアル」や国が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い清掃・消毒を行う。				
消毒液と使用方法					
【感染者発生時の消毒】	・学校教職員で実施する場合は、学校人事課健康管理班作成の「感染者が発生した施設の消毒について」を熟読の上、実施。 ※「感染症対策等の学校活動支援事業」を活用し、専門業者に消毒作業を委託することも可能。(あらかじめ予算立てを行っていない学校は要相談)				
【3密の回避】 「密閉」の回避(換気の徹底)	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②常時換気が難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に換気する。(人の密度が高くないように配慮する) ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくとも休み時間毎には窓を開け、換気を行う。				
【密集」の回避(身体的距離の確保)	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	できるだけ2m(最低1m)			
【密接」の場面への対応(マスクの着用)	身体的距離が十分とれない時や公共交通機関(バス、モノレール等)を利用する場合はマスクを着用する。 ※ただし、マスクの着用については、学校教育活動の様態や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応する。				
※マスクを着用する必要がない場合	※十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、登下校中で熱中症のおそれがある場合、体育の授業、運動部活動				

文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2	レベル3		
			①	②	③

県立学校の保健体育学習ガイドライン例

体育・保健学習	感染者が発生した学級等は、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。				
	1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。  ○体育授業：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動は可能な限り感染症対策を行った上で通常通り実施する。	○リスクの低い活動は、一定の距離を保ち、同じ方向を向き、回数や時間を絞るなどの十分な感染対策をした上で実施する。 ○体育授業：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する。 ○体育授業：可能な限り、屋外で実施し、気温が高い日などは熱中症に十分注意をする。但し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなる運動は避ける。	○体育授業：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動や感染症対策を講じてもおお、感染のリスクが高い運動は行わない。		
体育授業：マスク着用は必要ないが、体育授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分確保する。但し、児童生徒がマスクの着用を希望をする場合は否定するものではない。		体育・保健授業：年間指導計画の中で年度後半に指導する予定の学習分野を「先取り授業」として手順やルールを学んだり、自宅で取り組むことが可能な既習事項の反復学習等を行ったり、デジタルコンテンツ教材を利用した学習支援も考えられる。			

県立学校の部活動ガイドライン例

部活動	・感染者が発生した部活動では、濃厚接触の疑いのある生徒・特定された生徒の活動停止と、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。 ・感染が拡大している場合(陽性者複数名発生等)は部活動停止の検討・実施。 ・練習や試合に付随する飲食等は行わないこと。				
	○可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動 1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。 	○可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動 1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。 	○可能な限り感染症対策を行った上でリスクの低い活動から段階的に実施。直近一週間に感染者が確認された地域ではより慎重な検討が必要。 密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は慎重な検討が必要。	○可能な限り感染及びその拡大のリスクを軽減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて行う。 密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は行わない。 できるだけ2m程度の間隔をとる。 	

全体を通じた留意事項	○トレーニングやゲーム、ミーティングなども三密にならないように配慮した状態で通常通り実施する。また、各競技団体から発出されているガイドラインにも留意すること。 ○ケガや熱中症防止等、安全管理に十分留意する。また、発熱等の症状が見られる場合は自宅で休養するよう指導すること。必要に応じて、抗原簡易キットを使用する。使用する場合は、手引ぎに従い適切に使用すること。 ○生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を常時確認すること。 ○活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。特に分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。 ○部活動の参加については、生徒・保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。 ○大会等の参加については、学校として主催団体とともに、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、更衣室等の利用時においても生徒、教師等の感染拡大防止の対策を講じること。 ○練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活顧問教諭だけでなく、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。
------------	---